○厚生労働省告示第百二十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第17まで」を「第16まで」に改める。

別表第一の一のくの⑴中「105単位」を「104単位」に改め、同くの⑵中「１時間未満」を「45分未満」に、「197単位」を「151単位」に改め、同くの⑶中「１時間以上１時間30分未満」を「45分以上１時間未満」に、「276単位」を「195単位」に改め、同くの⑷中「346単位」を「308単位」に、「所要時間30分」を「所要時間15分」に、「70単位」を「35単位」に改め、同⑷を同くの⑹とし、同くの⑶の次に次のように加える。

⑷　所要時間１時間以上１時間15分未満　236単位

⑸　所要時間１時間15分以上１時間30分未満の場合　273単位

別表第一の一のリ中「105単位」を「104単位」に、「197単位」を「195単位」に、「276単位」を「273単位」に、「346単位」を「343単位」に改め、同一の注１中「指定居宅介護事業所等」を「基準該当居宅介護事業所」に、「指定居宅介護等」を「基準該当居宅介護」に改め、同一の注２中「指定相談支援事業所」を「指定地域移行支援事業所（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定相談基準」という。）第３条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。）、指定地域定着支援事業所（指定相談基準第40条において準用する指定相談基準第３条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。）、指定特定相談支援事業所（障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第３条に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）及び指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第３条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）」に改め、同一の注５の⑵の㈠及び注６の⑵の㈠中「630単位」を「625単位」に改め、同一の注13中「指定居宅介護事業所等」を「指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）」に改め、同一の注15中「第10」を「第９」に改め、「若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間」を削り、「児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）に入所（通所による入所を含む。）している」を「指定通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）若しくは指定入所支援（同法第24条の２第１項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）を受けている」に改め、同表第一に次のように加える。

４　喀痰吸引等支援体制加算　100単位

注　指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第２項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。以下同じ。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注12の⑴の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

５　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から４までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

６　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、１から４までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、５の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第二の一のイ中「183単位」を「181単位」に改め、同一のロ中「274単位」を「271単位」に改め、同一のく中「365単位」を「362単位」に改め、同一のリ中「456単位」を「452単位」に改め、同一のホ中「547単位」を「542単位」に改め、同一のく中「638単位」を「632単位」に改め、同一のト中「729単位」を「723単位」に改め、同一のチ中「814単位」を「808単位」に改め、同一のリ中「1,495単位」を「1,488単位」に、「86単位」を「85単位」に改め、同一のヌ中「2,178単位」を「2,163単位」に、「81単位」を「80単位」に改め、同一のル中「2,831単位」を「2,809単位」に改め、同一のヲ中「3,514単位」を「3,491単位」に、「81単位」を「80単位」に改め、同一の注５中「第９」を「第８」に改め、同一の注12中「第10」を「第９」に改め、「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第二に次のように加える。

５　喀痰吸引等支援体制加算　100単位

注　指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注９の⑴の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

６　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から５までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

７　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、１から５までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、６の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。